

石川県国民健康保険運営方針に
基づく取組状況について

石川県国民健康保険運営方針の概要

第1章 基本的な事項

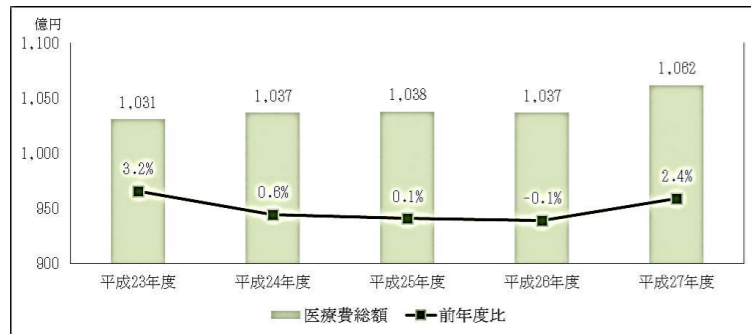
- ◆ 策定の目的 平成30年度から、県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務(財政運営、資格管理、保険給付、保険料の決定・賦課・徴収、保健事業等)を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 平成30年4月1日 ~ 平成33年3月31日 (3年間)

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H23)287,874人→(H27)259,406人 [県総人口に占める割合22.6%]
一方、前期高齢者(65歳~74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は44.8% [全国平均38.9%])
- 医療費の状況 医療費総額 (H23) 1,031億円 → (H27) 1,062億円
1人当たり医療費 (H23) 354千円 → (H27) 398千円 [全国平均349千円]
※将来の見通し H37には被保険者数は9.5%減少、医療費総額は12.7%増加すると推計(H27比)
- 国保財政の状況 収入総額から支出総額を差し引いた収支差は約8.7億円の黒字(H27)
(ただし、県全体で約4.03億円の決算補填等目的の法定外繰入あり[3市町])

≪医療費総額の推移≫



≪1人当たり医療費の推移≫



2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因分析を行うとともに、必要な対策を整理し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、激変緩和への活用

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納の活用など)の拡大

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組 等

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保険者が主体的に取組を進める。

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

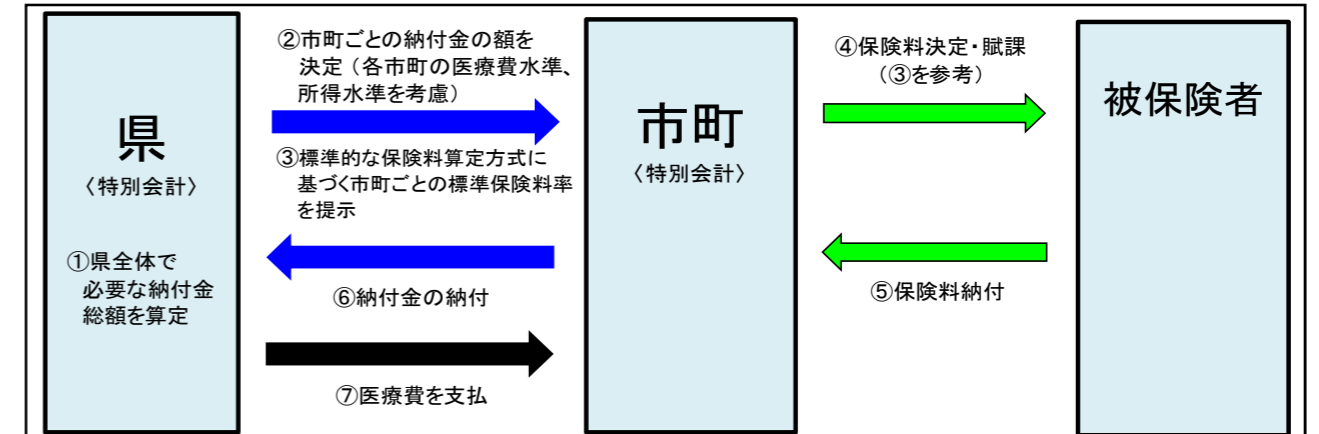
- 新制度においては、県が市町ごとの納付金を決定(各市町の医療費水準、所得水準を考慮)するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示す。

≪標準的な保険料算定方式等≫

- (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha=1$)
 - (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映(β =国が示した数値)
 - (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
 - (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
 - (5) 保険料水準の統一 : 当面、保険料水準の統一は行わない
将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討
- ※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

- 新たな仕組みの導入により、被保険者の保険料負担が急激に増加することがないよう、適切に対応する。

≪新たな財政運営の仕組み≫



第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に実行されるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化 等

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

運営方針策定時のデータ	直近のデータ
<p>【被保険者数の状況】 (H23) 287,874人 [県総人口に占める割合 24.8%] (H27) 259,406人 [" 22.6%]</p>	<p style="text-align: right;">※H30の数値は暫定値</p> <p>(H28) 245,663人 [県総人口に占める割合 21.4%] (H29) 234,791人 [" 20.6%] <u>(H30) 227,401人 [" 20.0%]</u></p>
<p>【被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合】 (H23) 34.1% [全国 31.4%] (H27) 44.8% [" 38.9%]</p>	<p>(H28) 46.8% [全国 40.5%] (H29) 48.3% [" 42.2%] <u>(H30) 49.2% [" 43.2%]</u></p>
<p>【医療費の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人あたり医療費 (H23) 354千円 [全国 309千円] (H27) 398千円 [" 349千円] ・医療費総額 (H23) 1,031億円 (H27) 1,062億円 	<p>(H28) 401千円 [全国353千円] (H29) 411千円 [" 362千円] <u>(H30) 418千円 [" -]</u></p> <p>(H28) 1,022億円 (H29) 994億円 <u>(H30) 970億円</u></p>
<p>【県内市町の財政状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額－支出総額＝収支差 ※公費等の返還金を含む (H23) 10.3億円 (H27) 8.7億円 ・決算補填等目的の法定外繰入 (H23) 13.1億円 [8市町] (H27) 4.0億円 [3市町] 	<p>(H28) 20.3億円 (H29) 30.9億円 <u>(H30) 8.5億円</u></p> <p>(H28) 1.2億円 [3市町] (H29) 0.9億円 [2市町] <u>(H30) 0.7億円 [2市町]</u></p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況
<p>○運営方針策定時のデータ 【収納率】 (H23) 91.44% (全国89.39%) (H27) 92.97% (" 91.45%)</p>	<p>○直近のデータ (H28) 93.44% (全国 91.92%) (H29) 93.80% (" 92.45%) (H30) 94.15% (" -)、<u>収納率目標達成市町 13市町</u></p>
<p>①収納率目標（保険者規模別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万人以上 : 91.4% (金沢市) ・ 1万人以上5万人未満 : 94.3% (小松市以下5市) ・ 5千人以上1万人未満 : 94.9% (輪島市以下7市町) ・ 5千人未満 : 97.0% (珠洲市以下6市町) <p>②収納率目標達成のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付義務者の利便性向上に資する納付方法の拡大 ・ 市町職員の収納事務向上に資する研修会の開催 ・ 好事例の横展開を図り、ノウハウを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納付方法の拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> →コンビニ納付の導入 (3市町) 計13市町 →スマホ等を活用した納付方法の導入 (3市町) 計3市町 ・ 収納率向上アドバイザーによる研修会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> →派遣支援事業 (11月) : 2市 →講演及び事例発表 (11月) : 13市町 ・ 金沢地区地方税財務協議会との連携による徴収実務研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> →事例研究 (8月) : 11市町

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第5章 市町における保険給付の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況
<p>①レセプト点検の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付専門員を市町に派遣し、助言・指導を行うなど、市町におけるレセプト点検が効率的・効果的に行われるよう支援を行う 国保連合会は、市町における事務負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検担当者審査業務研修会（7月） 国保連合会が医療保険と柔道整復施術療養費との突合点検を実施 国保連合会が医療保険と介護保険の突合点検を実施
<p>②第三者求償事務の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会と連携し、研修会を開催するなど、市町の取組を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為求償事務担当者研修会の開催（6月） 研修内容：国保連合会担当者による講習 第三者行為求償事務アドバイザーによる講演 <u>県内4保健所と連携し、食中毒患者情報を市町に情報提供開始</u>
<p>③療養費の支給の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が文書照会等による患者調査を実施できるよう、国保連合会と県が連携して支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 患者調査の手法、参考様式を市町に提示 <u>国保連合会から市町へ柔道整復施術療養費に係る頻回施術患者リストの提供を開始</u>
<p>④県による保険給付の点検等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町と協議の上、保険給付の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> <u>県が保険給付の点検を実施するための体制を整備</u> →県内市町間異動があった被保険者に係るレセプトの点検を開始 不正利得回収に係る事務処理方針等を策定

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 (H23) 39.9% (全国 32.7%) (H27) 44.8% (" 36.3%)</p> <p>【特定保健指導実施率】 (H23) 37.3% (" 19.4%) (H27) 54.7% (" 23.6%)</p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H27) 66.6% (" 64.1%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 (H28) 45.1% (全国 36.6%) (H29) 45.6% (" 37.2%) (H30) 46.1% (" -%) < 目標値 > < 60% ></p> <p>【特定保健指導実施率】 (H28) 56.8% (" 24.7%) (H29) 56.8% (" 25.6%) (H30) 57.8% (" -%) < 60% ></p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H28) 72.4% (" 69.4%) (H29) 76.1% (" 73.7%) (H30) 79.7% (" 77.8%) < 80% ></p>
<p>①特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>・市町の取組を支援し、受診率の向上を図る</p>	<p>・特定健診・特定保健指導従事者研修会 →初任者（保健指導経験年数3年未満の市町職員）研修（7月） 実践者（ " 3年以上の市町職員）研修（8月）</p> <p>・4保健福祉センターで連絡会を開催 →外部講師を招き、市町職員・保健所職員で事例研究等を実施</p> <p>・特定健診受診率向上のための取組支援 →かかりつけ医との連携による特定健診受診率向上対策事業として、検査データを市町へ提供する仕組みの運用を開始(10月) 受診勧奨方法等についての研修会(10月)及び市町巡回相談の実施(11～12月)</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況
<p>②データヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が保健事業を効果的に実施できるよう支援する 	<ul style="list-style-type: none"> データヘルス学習会（保険者協議会主催）の開催（6、10、3月（予定）） 国保加入者の健康実態の可視化事業の実施 →レセプトデータや健診結果を活用し、地域の健康実態について集計・分析することにより、市町の保健事業の実施を支援
<p>③後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合を把握し、定期的に情報提供を行うほか、普及に関する取組を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町でジェネリック医薬品差額通知事業を実施 啓発資材の作成、配布（石川県後発医薬品使用推進連絡協議会） →県内薬局において患者への説明に活用し、後発医薬品への切替を案内
<p>④適正服薬の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県薬剤師会と協力し、適正な服薬の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 「しっかり服薬推進事業」「かかりつけ薬剤師・薬局推進事業」の実施 重複・多剤服用に関する研修会（1月）を実施したほか、市町が行う保健指導に対して、薬剤師が協力できる体制を構築
<p>⑤糖尿病性腎症の重症化予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化予防に係る勉強会の開催や国等の動向を周知するなど、市町を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ糖尿病重症化ネットワーク事業の実施 →郡市医師会単位の糖尿病地域連携協議会による検討会の開催等 糖尿病等重症化予防研修会の実施 →リーダー・初任者研修の開催（5、8、2月（予定））

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況
<p>①保険者事務の共同実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的、効果的な事務運営につながるものについて、協議し、共同実施を検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整交付金申請事務に係る一部事務の共同事業化の検討 →特別調整交付金（結核性疾患又は精神疾患に係る医療費が多額である場合）の申請について、申請額の算定事務の共同事業化へ向け市町等と協議 医療費通知・ジェネリック差額通知の内容等の標準化を検討 →市町で異なっている通知時期や通知回数等を統一し、市町の事務負担軽減を図る
<p>②被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>新たに2市が証の一体化を実施（実施市町：18市町）</u> →70歳以上の国民健康保険加入者が医療機関を受診する場合に必要な「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」を、被保険者の利便性向上を図る観点から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として、一体化
<p>③システムを活用した事務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と国保中央会が、事務処理の標準化・効率化の観点から開発した市町村事務処理標準システムの導入について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村事務処理標準システムの導入へ向けた検討会を開催 →国保中央会による研修会の開催を実施したほか、導入へ向けた検討会を開催